

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ引き上げられたこと、また、令和元年10月1日より8％から10％へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和6年度一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 104,098千円

【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 401,129千円

(単位：千円)

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	老人福祉	64,757	762	11,538	52,457	44,450
	障害者福祉	336,372	237,636	0	98,736	59,648
合 計		401,129	238,398	11,538	151,193	104,098